

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月12日（水）午前9時03分から午前9時37分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

### 農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

### 農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可  
について

議案第 8号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 9号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ  
いて

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、3月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員  
10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議  
が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の須藤和委員と7番の福原義明委  
員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第7号につきましては、8番福士正芳委員、推進委員の鈴木哲也委  
員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第  
31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いしま  
す。

（8番福士正芳委員、鈴木哲也推進委員 退席）

議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が1件です。

3ページをお開きください。

所有権移転の整理番号8番は、高樋泉の田と畑、合計1,652㎡です。

譲受人は農地を広げたい意向のため、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。サトイモの作付を予定しています。

4ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号4番は、枝川川部の田2筆と垂柳石森の田1筆の合計3,840㎡です。

以前は●●●●が借受けて耕作していた所ですが、解約に伴い新たな受け手が借受けることとなったものです。

5ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号1番は、前田屋敷南佃の畑8筆、合計5,359㎡です。

親から子への経営継承です。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第7号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第7号は原案のとおり決定することとします。

(8番福士正芳委員、鈴木哲也推進委員 着席)

次の議案第8号及び議案第9号につきましては、6番須藤和委員、推進

委員の白戸卓郎委員、鈴木哲也委員及び私が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退席となります。

議長につきましては、会長職務代理者にお願いします。

(白戸会長、6番須藤和委員、白戸卓郎推進委員、鈴木哲也推進委員 退席)

#### 会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。

議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が17件、賃貸借権設定が16件、使用貸借権設定が1件です。

7ページをお開きください。

所有権移転の整理番号18番は、枝川館子の田7筆と八反田川原田の田3筆の合計10,095㎡です。

当該農地は、以前から譲受人が借受けて耕作している農地です。

譲渡人は田を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号19番は、八反田古館の畑1筆、畑中新田の田1筆、畑中藤巻の田2筆、畑中藤本の田2筆の合計7,327㎡です。

これまでも中間管理を通して貸借をしていたものですが、譲渡人は農地を手放したい意向であったため、期間満了に伴い、残りの田と畑578㎡と合わせて所有権移転することとしたものです。

8ページをお開きください。

整理番号20番は、高樋下川原の畑と高樋川原田の田、合計782㎡です。

譲受人は当該農地の隣接地を耕作しており、農地の集約化を図るため、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

現況が畑になっておりますが、所有権移転後は田として耕作される予定です。

次に、整理番号21番は、前田屋敷南佃の畑、498㎡です。

譲渡人から農業委員会に農地の受け手のあっせん申し出があったため、事務局が隣接地を耕作している譲受人にあっせんを行ったものです。

次に、整理番号22番は、前田屋敷南佃の畑2筆及び現況雑種地が1筆

の合計 780 m<sup>2</sup>です。

経緯につきましては、整理番号 21 番と同様です。

野菜の作付けが予定されております。

9 ページをお開きください。

整理番号 23 番は、大根子南田の田、14,055 m<sup>2</sup>です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

貸借期間満了に伴い、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号 24 番は、川部上川原の畑 2 筆、合計 974 m<sup>2</sup>です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

貸借期間満了に伴い、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号 25 番は、川部上川原の畑、764 m<sup>2</sup>です。

譲受人は、当該農地の隣接地を耕作しており、農地の集約化と耕作便利のため、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

10 ページをお開きください。

整理番号 26 番は、大曲船橋の田、103 m<sup>2</sup>です。

これまでも譲受人が耕作していた農地で、譲受人が取得を希望したことから、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号 27 番は、垂柳牡丹森の畑、642 m<sup>2</sup>です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自身は農業者ではなく、手放したい意向であったため、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号 28 番は、枝川川原田の田 3 筆、合計 3,521 m<sup>2</sup>です。

整理番号 27 番と同じく、所有者が農地を手放したい意向であったため、事務局が受け手のあっせんを行い売買することとなったものです。

11 ページをお開きください。

整理番号 29 番は、高樋石盛の田、156 m<sup>2</sup>です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号 30 番は、大袋松下の田、1,299 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号 31 番は、大袋二本柳の田、928 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は高齢により耕作困難なため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。

12 ページをお開きください。

整理番号 32 番は、高樋川原田の田 1 筆、高樋石盛の田 4 筆、垂柳石森の田 2 筆の合計 14, 119 m<sup>2</sup>です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号 33 番は、諏訪堂村元の畑 1 筆、諏訪堂松岡の田 2 筆、諏訪堂村岡の畑と田 6 筆の合計 13, 178 m<sup>2</sup>です。

譲渡人が体調不良により耕作困難なため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

13 ページをお開きください。

整理番号 34 番は、畑中北原の畑 219 m<sup>2</sup>です。

譲受人は当該農地の隣接地を耕作しており、農地の集約化と耕作便利のため、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

14 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 45 番は、堂野前村元の田 2 筆、合計 1, 983 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

次に、整理番号 46 番は、川部下西田の田 3 筆、合計 6, 550 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

15 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 47 番は、東光寺村林の田 2 筆、合計 2, 384 m<sup>2</sup>です。

賃貸人が体調不良により耕作困難なため、賃借人に申し入れて貸借することとなったものです。

整理番号 48 番は、大曲船橋の田 5 筆、合計 5, 002 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号 49 番は、豊蒔北前田の田、2, 403 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

16 ページをお開きください。

整理番号 50 番は、豊蒔赤田の田、3, 243 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号 51 番は、大袋二本柳の田 1 筆、大袋前田の田 3 筆、大袋松下の田 2 筆、合計 9, 350 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

17 ページをお開きください。

整理番号 52 番は、東光寺村上の田、2, 391 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号 53 番は、東光寺前田の田 2 筆、合計 2,045 m<sup>2</sup>です。

これまでの借り手との貸借期間満了に伴い、新たな受け手と貸借するものです。

整理番号 54 番は、諏訪堂松岡の田 2 筆、合計 2,964 m<sup>2</sup>です。

以前の借り手の経営規模縮小により、新たな受け手と貸借するものです。  
18 ページをお開きください。

整理番号 55 番は、前田屋敷村元の田 10 筆、合計 18,199 m<sup>2</sup>です。

賃貸人の経営規模縮小に伴い、近隣を耕作している賃借人に申し入れて貸借することとなったものです。

整理番号 56 番は、前田屋敷南佃の田 4 筆、合計 1,825 m<sup>2</sup>です。

経緯につきましては、整理番号 55 番と同様です。

19 ページをお開きください。

整理番号 57 番は、和泉早稲岡の田 5 筆、境森佃の田 2 筆、前田屋敷福田の田 3 筆、合計 22,130 m<sup>2</sup>です。

これまでは●●●●さん個人との貸借でしたが、法人との貸借に切り替えるものです。

整理番号 58 番は、前田屋敷福田の田 2 筆、合計 1,982 m<sup>2</sup>です。

経緯につきましては、整理番号 57 番と同様です。

20 ページをお開きください。

整理番号 59 番は、大袋松下の田 9 筆、大袋二本柳の田 3 筆、合計 21,555 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号 60 番は、大根子小川原田の田 5 筆、合計 11,709 m<sup>2</sup>です。

賃貸人の経営規模縮小により、賃借人に申し入れて貸借することとなったものです。

21 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号 4 番は、東光寺安田の田 14 筆、合計 33,239 m<sup>2</sup>です。

賃貸借から使用貸借への切り替えです。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第 8 号に対して、意見、質問等ありませんか。

推進委員（工藤 成幸）

所有権移転なんですけど、今年は米がずいぶん高いですが、値段を見ると1反部あたり高いところで25万というのもあれば安いので15万という田んぼもあるんですけど、この辺ていうのは環境で違うのか、単に本人同士の話し合いだからこうなったんだよということで解釈すればいいのか、あまりにも違うので。例えば15万の人が損をしているのではないかと。

事務局（鈴木）

売買金額につきましては、基本的には本人同士での話し合いによるものとなっておりますので、農業委員会の方から安すぎるとか高すぎるとかいった指摘は行っておりません。

事務局（工藤）

平均の売買価格はこのぐらいですよというのをお知らせして、あとは当人同士でそれに見合った価格で。条件の悪いところだと少し安くとか、当事者同士で決めております。

推進委員（工藤 成幸）

平均価格というのは、以前から比べて田んぼはいくらか上がっているものですか。米が高いからとか。

事務局（鈴木）

その辺については、まだ反映されていないようです。

8番委員（福士 正芳）

もし聞かれた場合、田舎館村では田んぼ、畑の大体の相場というのは何と答えれば。決まっているのかなというのをちょっと聞いてみたいと思います。

事務局（鈴木）

事務局の方で集計しておりまして、ざっくりとしたもので1反部あたり19万となっております。

田も畑も含めた、本当に全体の平均で19万というふうに出しております。

会 長     その他ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長職務代理者

ないようですので、議案第8号は原案のとおり決定することとします。

次に、議案第9号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第9号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による賃貸借権設定が18件、使用貸借権設定が1件です。

23 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号1番は、和泉早稲岡の田、3,336 m<sup>2</sup>です。

農地法3条での賃貸借から中間管理での貸借に切り替えたものです。

整理番号2番は、和泉早稲岡の田3筆、合計4,040 m<sup>2</sup>です。

整理番号1番と同様に、3条からの切り替えです。

整理番号3番は、東光寺村井の田4筆、合計6,057 m<sup>2</sup>です。

賃料の変更に伴う契約の更新です。

24 ページをお開きください。

整理番号4番は、大曲早稲岡の田、969 m<sup>2</sup>です。

賃借人の経営規模拡大のため貸借するものです。

整理番号5番は、東光寺高田の田、4,479 m<sup>2</sup>です。

賃借人の経営規模縮小により、賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

25 ページをお開きください。

整理番号6番は、枝川川原田の田7筆、枝川舘子の田3筆、垂柳石森の田2筆、合計14,236 m<sup>2</sup>です。

以前は●●●●に貸付けていた農地ですが、解約に伴い新たな受け手と貸借するものです。

26 ページをお開きください。

整理番号7番は、垂柳石森の田5筆、合計6,645 m<sup>2</sup>です。

これまでの借り手が経営効率化のため解約となったため、周辺を耕作している賃借人と新たに貸借するものです。

整理番号8番は、高樋下川原の畑と高樋川原田の田、合計719 m<sup>2</sup>です。

周辺を耕作している賃借人が経営規模拡大のため、耕作を希望したもの

です。

整理番号9番は、大袋三本柳の田、3,018 m<sup>2</sup>です。

これまでの借り手との貸借期間満了に伴い、周辺を耕作している受け手と新たに貸借するものです。

27 ページをお開きください

整理番号10番は、豊蒔赤田の田、6,906 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号11番は、豊蒔森越の田、3,021 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号12番は、田舎館東田の田、3,794 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

28 ページをお開きください。

整理番号13番は、川部下西田の田、5,334 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号14番は、川部下西田の田2筆、合計4,364 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号15番は、川部下西田の田3筆、合計6,167 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

29 ページをお開きください。

整理番号16番は、川部下船橋の田2筆、合計3,463 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号17番は、川部下船橋の田、5,303 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

整理番号18番は、諏訪堂富柳の田、2,754 m<sup>2</sup>です。

期間満了による再設定です。

30 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号1番は、東光寺村元の田2筆、合計3,924 m<sup>2</sup>です。

賃貸借から使用貸借への切り替えです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

なお、今後の手続きにつきましては、本総会での決定後に村長部局からの意見書を付けて、中間管理機構に促進計画の作成要請を行います。

中間管理機構は要請に基づき促進計画を作成し、これを県が認可・公告を行うことで貸借が開始となります。期間としては2か月程度かかる予定です。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第9号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長職務代理者

ないようですので、議案第9号については原案のとおり決定いたします。

ここで議長を交代いたします。

(白戸会長、6番須藤和委員、白戸卓郎推進委員、鈴木哲也推進委員 着席)

会長 議長を交代いたしました。

次に報告事項に入ります。

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第6号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。32ページをお開きください。

整理番号14番は、中間管理を通して新たな受け手と貸借されます。

整理番号15番は、所有権移転のための解約です。

整理番号16番は、所有権移転のための解約です。

33ページをお開きください。

整理番号17番、18番は、中間管理を通しての貸借に切り替えるために解約するものです。

34ページをお開きください。

整理番号19番、20番は所有権移転のための解約です。

以上で説明を終わります。

会長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、報告第6号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。  
ありがとうございました。